営業所技術者等が配置技術者を予定している場合の確認事項兼誓約書

様式３

（専任が必要な工事である場合又は営業所と工事現場が近接していない場合）

令和　　年　　月　　日

宮城県知事（又は地方公所長）　殿

住所

商号又は名称

代表者名

技術者の兼務に係る以下の要件を全て満たし、適切に職務を遂行することを誓約します。

（入札案件）工事番号

工 事 名

（営業所技術者等の区分）

□営業所技術者　　　□特定営業所技術者

※　以下の要件を満たす場合、営業所技術者は主任技術者の職務を、特定営業所技術者は主任技術者又は監理技術者の職務を兼ねることができる。

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 要件 | | チェック | 記載事項 | |
| １ | 以下の工事に該当しないこと。  ①　請負代金の額が１億円以上（建築一式工事：２億円以上）の工事  ②　プロポーザル又は総合評価落札方式の高度型を適用した工事  ③　専任補助者を配置する工事  ④　配置技術者の追加専任を必要とする工事 | □ |  | |
| ２ | 当該工事現場と営業所との距離が、同一の配置技術者がその一日の勤務時間内に巡回可能なもので、かつ工事現場において災害、事故その他の事象が発生した場合において、当該工事現場と営業所との間の移動時間がおおむね２時間以内であること。  ※　移動時間は片道に要する時間であり、また、その判断は当該工事に関し通常の移動手段（自動車など）の利用を前提に、確実に実施できる手段により行うこと。 | □ | 移動時間 | 分 |
| ３ | 当該建設業者が注文者となった下請契約から数えて、下請次数が３を超えていないこと。 | □ | 下請次数 | 次 |

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| ４ | 配置技術者との連絡その他必要な措置を講ずるための者（以下「連絡員」）を当該工事現場及び営業所に置いていること。  ※　土木一式工事又は建築一式工事の場合の連絡員は、当該建設工事と同業種の工事に関し１年以上の実務の経験を有する者を当該工事現場に置くこと。 | □ | 連絡員の氏名 |  |
| (土木一式又は建築一式の場合)  実務経験 | 工事名    従事期間  R . . ～R . . |
| ５ | 工事現場の施工体制を配置技術者が情報通信技術を利用する方法により確認するための措置を講じていること。 | □ |  | |
| ６ | 監理技術者制度運用マニュアルに定める事項を記載した人員の配置の計画書を作成し、工事現場毎に備え置くこと。 | □ |  | |
| ７ | 配置技術者が、当該工事現場以外の場所から当該工事現場の状況の確認をするために必要な映像及び音声の送受信が可能な情報通信機器が設置され、かつ当該機器を用いた通信を利用することが可能な環境が確保されていること。 | □ |  | |
| ８ | 配置できる工事は、本工事を含め同時に１件までとする。 | □ |  | |

※チェック欄にレ又は■を記載すること。

※詳細については「監理技術者制度運用マニュアル」参照。